

貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準に関する統一解釈等 に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準に関する統一解釈等に関する事項

改正理由

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会（MSC87）において、国際航海に従事する載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクの甲板裏及び内底板に、「貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準（決議 MSC.288(87)）」に従った塗装又は「代替防食方法の性能基準（IMO 決議 MSC.289(87)）」に従った代替手段（耐食鋼材等）による防食措置を要求する SOLAS 条約の改正が採択され、2013 年 1 月 1 日以降に建造契約又は 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶に適用されている。

その後、貨物油タンクに対する塗装について、IACS では、海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準に関する統一解釈 SC223 を基に塗装テクニカルファイルの審査、塗料システムの認定、塗装検査員評価の手順、代替塗装システムの承認等といった貨物油タンク用の IMO 塗装性能基準の適用手順を定めた統一解釈を作成し、2013 年 2 月に統一解釈 SC259 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC259 に基づき、関連規定を改めた。

また、本会では、船体コンストラクションファイルにおける防食措置に関わる資料として、海水バラストタンク等に対しては塗装テクニカルファイルを要求しているが、貨物油タンクの塗装テクニカルファイルについても就航後の保守及び補修に必要な情報であると考え、今般、船体コンストラクションファイルに貨物油タンクの塗装テクニカルファイルを含めるよう、関連規定を改めた。また、塗装テクニカルファイルの適用対象が明確となるよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 原油タンカーに IMO 塗装性能基準を適用するにあたっては、IACS 統一解釈 SC259 の要件を満足する旨規定した。
- (2) 付録 C6 として「貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準仮訳（決議 MSC.288(87)及び IACS 統一解釈 SC259）」を加えた。
- (3) 船体コンストラクションファイルに含める資料として、貨物油タンクの塗装テクニカルファイルを追加した。
- (4) 塗装テクニカルファイルについて、適用対象が明確となるよう文言を改めた。